

令和2年4月1日現在

行政不服審査法第16条の規定に基づく地方公務員災害補償基金審査会の標準審理期間について

標準審理期間

12か月※

※ 上記の標準審理期間は、改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）が適用された事案にかかる再審査請求の処理実績に基づいて設定したものです。

- 基金審査会の標準審理期間は、再審査請求が基金審査会の事務所に到達してから当該再審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間として設定しています。
- 事務手続の増加等の事情によって上記の標準審理期間を超過する場合があります。
- 標準審理期間は、再審査請求の審理期間の目安として定められるものです。したがって、その期間の経過をもって直ちに違法な不作為や裁決の手続上の瑕疵に当たることになるものではありません。
- 再審査請求の処理実績を踏まえ、適宜標準審理期間の見直しを行います。